

特別支援教育研究論文集

—平成29年度 特別支援教育研究助成事業—

研究協力：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

特別支援教育コーディネーターの機能充実に関する研究

青森県立八戸第一養護学校

校長 中 村 健
教諭 佐々木 恵

平成 30 年 3 月

公益財団法人 みずほ教育福祉財団

目 次

| | |
|--------------------------------------------------|----|
| 要旨 | 1 |
| 第1章 研究の概要 | 2 |
| I. 本研究の背景と目的 | 2 |
| II. 研究方法 | 5 |
| 第2章 小中学校の特別支援教育コーディネーターの現状と課題 | 6 |
| I. 調査の目的 | 6 |
| II. 調査方法 | 6 |
| III. 結果 | 8 |
| IV. 考察 | 16 |
| 第3章 小中学校の特別支援教育コーディネーターの機能充実に向けた実際的 取組 | 19 |
| I. 特別支援教育コーディネーター対象の研修会の概要 | 19 |
| II. 特別支援教育コーディネーターが必要とする情報の整理 | 27 |
| 第4章 総合考察 | 29 |
| I. 青森県三八地区における特別支援教育コーディネーターをめぐる課題と 可能性 | 29 |
| II. 今後の青森県三八地区での展開に向けて | 30 |
| 参考・引用文献 | 31 |
| 謝辞 | 32 |
| 資料 | |
| 1 青森県三八地区におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた 現状と課題における調査票 | 33 |
| 2 啓発冊子 | 37 |

要旨

本研究は、筆者の佐々木が地域実践研究員として参画した国立特別支援教育総合研究所による平成28年度地域実践研究「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究」の成果を踏まえ、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進する上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策を明らかにすることを目的とし、青森県三八地区において調査や実際的取組を行った。

その結果、当地区の特別支援教育コーディネーターが抱える課題の特徴として、「外部専門家の効果的な活用」と「通常の学級担任の特別支援教育への理解」が挙げられた。特別支援教育コーディネーターの機能・役割充実のためには、小中学校の校内支援体制の構築を担う特別支援教育コーディネーターを支える仕組みが必要と考え、研修会を実施した。研修会は特別支援教育コーディネーターのネットワークづくり等に有効であることが推察され、特別支援教育コーディネーターの機能・役割充実に向けては、今後も継続実施できるような運営の在り方、行政等による支援の在り方等を検討する必要性を指摘した。

キーワード：インクルーシブ教育システム、特別支援教育コーディネーター、校内支援体制、ネットワークづくり、研修

第1章 研究の概要

I. 本研究の背景と目的

1. 本研究の背景

(1) 問題の所在

文部科学省が行った「平成27年度特別支援教育体制整備状況調査」⁵⁾によると、特別支援教育コーディネーターの指名率は、全国の公立の幼稚園、小中学校、高等学校では99.4%であり、公立学校におけるコーディネーターの指名はほぼ完了したと考えられる。

また、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」⁹⁾では、インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育コーディネーターの専門性について以下のような指摘がなされている。

幼・小・中・高等学校等における特別支援教育コーディネーターについては、校内や地域の関係者、関係機関と効果的に連携する力が求められるが、それだけでなく、学校全体の教員の資質能力の向上に指導的な役割を果たすことも期待されることから、その専門性を高めるための方策について、今後検討していく必要がある。また、コーディネーターによる継続した支援や学校における専門性確保のためには、コーディネーターの複数指名が重要である。

このように、特別支援教育コーディネーターには高い専門性が求められており、インクルーシブ教育システム構築を推進する上で、これまで以上に「キーパーソン」として重要な役割を担うことが期待されている（国立特別支援教育総合研究所、2016）³⁾。こうした注目度の高さから、特別支援教育コーディネーターに関する研究はこれまで数多く報告されている。

しかしながら、特別支援教育コーディネーターに求められる資質・技能における「地域や学校によって独自性がみられる部分」（海津、2005）²⁾、すなわち「地域性」に着目した実践研究や調査研究は数が少ない。我が国では、学校にて提供される合理的配慮は、各地域や学校の基礎的環境整備の状況によって異なることが前提とされており（中央教育審議会初等中等教育分科会、2012）⁹⁾、特別支援教育コーディネーターは地域の実態に応じて学校の基礎的環境整備を推進する役割を担っていると考える。今後は、このような視点による特別支援教育コーディネーター研究の蓄積が期待される。

(2) 平成28年度に行った研究の概要

国立特別支援教育総合研究所では、平成28年度の地域実践研究「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究」において、青森県三八地区の特別支援教育コーディネーターに焦点を当てた研究が行われた（筆者の佐々木も参画）。同研究

では、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策の検討がなされた。

青森県の市町村教育委員会（特別支援教育担当者）を対象としたアンケート調査の結果から、各小中学校の特別支援教育コーディネーターを支えるために取組を行っている市町村が少なく（表 1-1）、取組を行っていない理由として「支援要請が出されていない」ことが多く挙げられた（李・涌井・深草・牧野・森山・佐々木・藤本、2017）⁴⁾。一方、青森県三八地区の特別支援教育コーディネーターを対象として行った課題意識に関する聞き取り調査の結果から、特別支援教育コーディネーターは役割遂行上の様々な困難（図 1-1）を抱えていることが示され、行政等による特別支援教育コーディネーターを支えるための取組の必要性が示唆された（佐々木・森山・李・牧野・涌井・深草・藤本、2017）⁷⁾。

そこで、青森県三八地区の小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象として、特別支援教育コーディネーター間の「横のつながり」を構築すること等をねらいとしたワークショップ形式の研修会を試行的に実施した。本研修会では、「通常の学級の子どもたちの学びをより充実させるために～今、私たち（特別支援教育コーディネーター）にできること～」というテーマでグループ協議を行い、特別支援教育コーディネーターとしての課題を解決するためのアイデアを出し合った。事後アンケートの結果から、特別支援教育コーディネーター同士で学び合う機会に対するニーズの高さがかげえ、今後特別支援教育コーディネーターがその機能・役割を十分に果たすことができるようにするためには、同様の研修会を継続的に実施する必要性が指摘された。

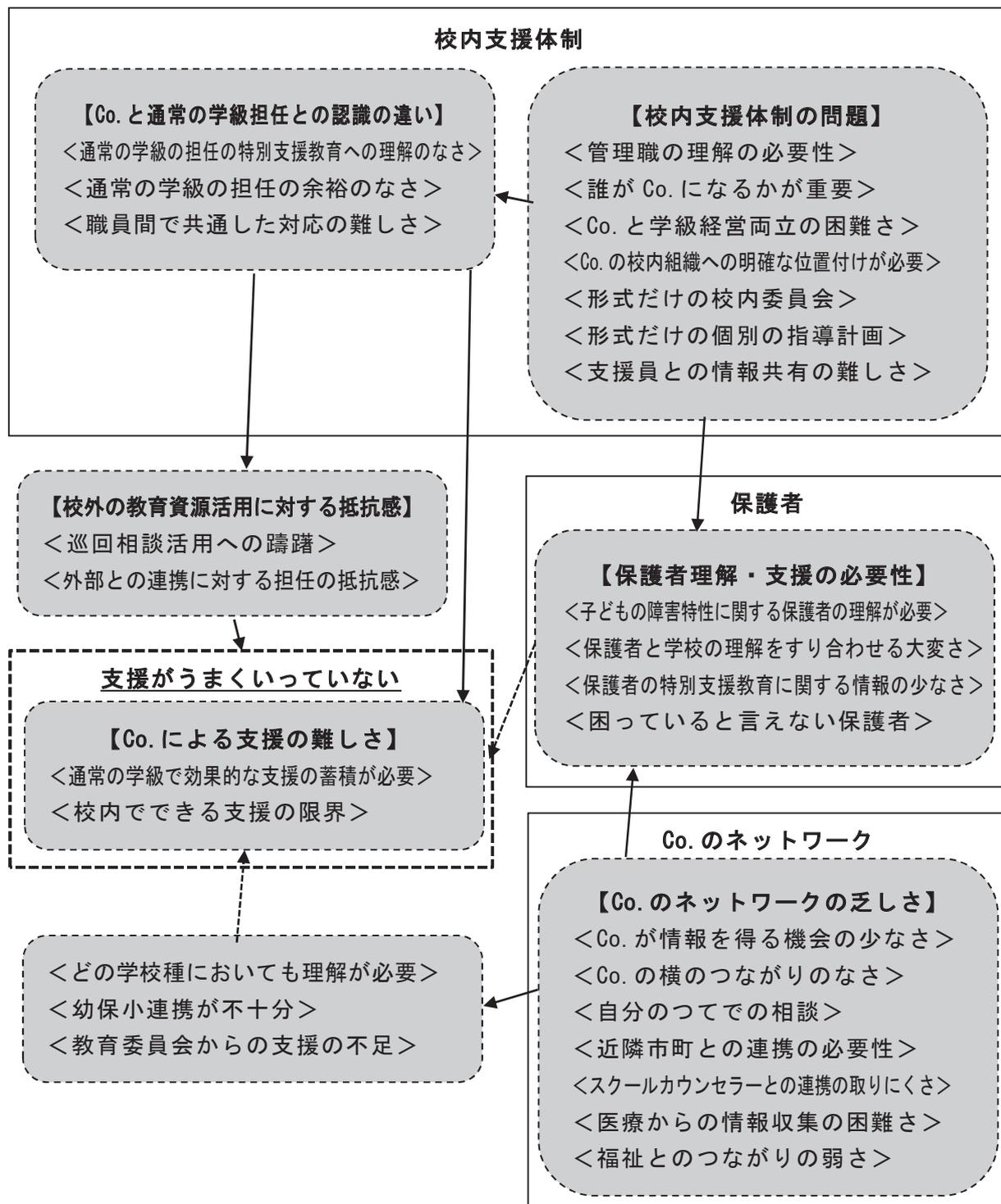
表 1-1 各小中学校の特別支援教育コーディネーターに関する取組の有無（李他、2017）⁴⁾

| | 小学校に対して | | 中学校に対して | |
|--------|---------|-------|---------|-------|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 行っている | 12 | 32.4% | 12 | 33.3% |
| 行っていない | 25 | 67.6% | 23 | 63.9% |
| 無回答 | | | 1 | 2.8% |
| 合計 | 37 | 100% | 36 | 100% |

図 1 - 1 校内外の支援体制に関する特別支援教育コーディネーターの課題意識の概念図（佐々木他、2017）⁷⁾

（Co.とは、特別支援教育コーディネーターのことを指す。以下も同様。）

（→は、原因・結果を示す。）



2. 本研究の目的

前節で述べた平成28年度の地域実践研究の成果を踏まえ、本研究では、ワークショップ後の状況評価、実践等をとおして、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進する上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ. 研究方法

本研究では、次のような研究計画で実施する。

- ・青森県三八地区において平成28年度の地域実践研究において実施したワークショップ後の特別支援教育コーディネーターの取組状況を追跡し評価する。
- ・青森県三八地区特別支援連携協議会、青森県教育庁三八教育事務所等と連携し、特別支援教育コーディネーターの情報交換・研修等を実施する。また、実施するための仕組みを構築する。
- ・青森県三八地区の特別支援学校と小中学校の連携を深めるための実際的な検討を行う。
- ・以上の取組により得られた知見から、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進する上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策について考察を行う。

第2章 小中学校の特別支援教育コーディネーターの現状と課題

I. 調査の目的

第1章では、平成28年度の地域実践研究において、青森県三八地区のインクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援教育コーディネーターが効果的に機能するための校内や地域における特別支援教育コーディネーターの動きを支える体制上の課題が明らかになったことを述べた。

以上のことを踏まえ、本章では、青森県三八地区におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた課題解決の方策をさらに検討・提供するため、平成28年度の聞き取り調査を踏まえて、アンケート調査により小中学校の特別支援教育コーディネーターの取組の現状等を明らかにすることを目的とする。この目的に接近するために、「特別支援教育コーディネーター自身の取組状況」、「特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で必要と感じていること」という二つの観点から検討する。

II. 調査方法

1. 対象

青森県三八地区の小中学校108校のうち、第3章で述べる特別支援教育コーディネーター対象の研修会に参加申込みのあった小中学校49校にアンケート調査票を送付し、特別支援教育コーディネーターに回答を求めた。各学校において、特別支援教育コーディネーターが複数指名されている場合は、複数で相談した上で回答するよう依頼した。

2. 調査期間

平成29年7月中旬に調査票を送付し、7月末日を目途として回答を求めた。実際には、8月上旬まで回答の返送があった。

3. 調査内容

基本情報として、学校名、連絡先、回答者名、回答者の職名、回答者の教職経験年数及び特別支援教育コーディネーターに関する経験の有無と年数について尋ねた。

調査内容に関する質問項目は以下のとおりであった。

(1) 特別支援教育コーディネーターとしての自身の取組状況について

- ①学校内の関係者や関係機関との連絡調整
- ②各学級担任への支援
- ③巡回相談員や専門家チームとの連携
- ④学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進

上記四つの視点について、それぞれ4～14項目（全29項目）があり、その項目が実施できているかどうか、4件法（当てはまる、やや当てはまる、あまり当てはまらない、当てはまらない）で回答を求めた。具体的な項目については巻末の資料1（調査票）を参照されたい。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で必要と感じていること

- ①管理職の特別支援教育への理解
- ②特別支援教育コーディネーターの校内組織への明確な位置付け
- ③特別支援教育コーディネーターの専任化
- ④支援が必要な児童生徒に対する教職員間の共通した対応
- ⑤個別の教育支援計画または個別の指導計画の作成と活用
- ⑥通常の学級担任の特別支援教育への理解
- ⑦気軽に継続的に活用できる巡回相談
- ⑧校外の関係機関との連携に対する通常の学級担任の理解
- ⑨支援方法についての情報の蓄積
- ⑩実践につながる研修
- ⑪専門性に関して相談できる機関
- ⑫他校の特別支援教育コーディネーターと情報やノウハウを共有するなどの横のつながり
- ⑬児童生徒の障害特性に関する保護者の理解
- ⑭保護者の特別支援教育に関する情報
- ⑮教育委員会との連携
- ⑯学校間（幼小中高）の連携
- ⑰その他（自由記述）

上記①～⑰について、大事と思うもの上位五つに○印を付けるよう依頼した。

なお、(1) 特別支援教育コーディネーターとしての自身の取組状況に関する質問項目は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(文部科学省、2017)⁶⁾を参考にした。

また、(2) 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で必要と感じていることに関する質問項目は、先行研究(佐々木他、2017)⁷⁾を参考にした。

4. 分析方法

(1) 特別支援教育コーディネーターとしての自身の取組状況について

四つの視点の29項目について4件法で回答を求めたものに対して、各項目の回答数を集計し、全体に占める割合を算出した。

また、必要に応じて、小中学校間での回答の比較を行った。

その他の欄の自由記述は、その回答をまとめた。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で必要と感じていること

必要と感じている項目については、各項目の回答数を集計した。

5. 回収率

研修会に参加申込みのあった学校49校のうち、48校から回答があった（回収率98%）。

Ⅲ. 結果

1. 回答者の内訳

表2-1は、回答者の学校種と職名をまとめたものである。小中学校ともに教諭が最も多かった。

表2-2は、回答者の教職経験年数である。小中学校ともに21年以上～31年未満が最も多かった。

表2-3は、回答者の特別支援教育コーディネーター経験年数である。小学校では、経験年数が1年以上～6年未満、6年以上～11年未満が最も多く、次いで1年未満が多かった。中学校では、経験年数が1年以上～6年未満が最も多かった。

表2-1 回答者の学校種と職名

| 職名 | 小学校（人） | 中学校（人） |
|----|--------|--------|
| 教頭 | 4 | 4 |
| 教諭 | 28 | 7 |
| 講師 | 2 | 2 |
| 計 | 35 | 13 |

表 2-2 回答者の教職経験年数

| 教職経験年数 | 小学校（人） | 中学校（人） |
|-------------|--------|--------|
| 6年未満 | 1 | 1 |
| 6年以上～11年未満 | 2 | 2 |
| 11年以上～21年未満 | 4 | 1 |
| 21年以上～31年未満 | 18 | 9 |
| 31年以上 | 9 | 0 |
| 回答なし | 1 | 0 |
| 計 | 35 | 13 |

表 2-3 回答者の特別支援教育コーディネーターの経験年数

| 経験年数 | 小学校（人） | 中学校（人） |
|------------|--------|--------|
| 1年未満 | 9 | 3 |
| 1年以上～6年未満 | 12 | 7 |
| 6年以上～11年未満 | 12 | 3 |
| 11年以上 | 1 | 0 |
| 回答なし | 1 | 0 |
| 計 | 35 | 13 |

2. 青森県三八地区における特別支援教育コーディネーターの取組状況について

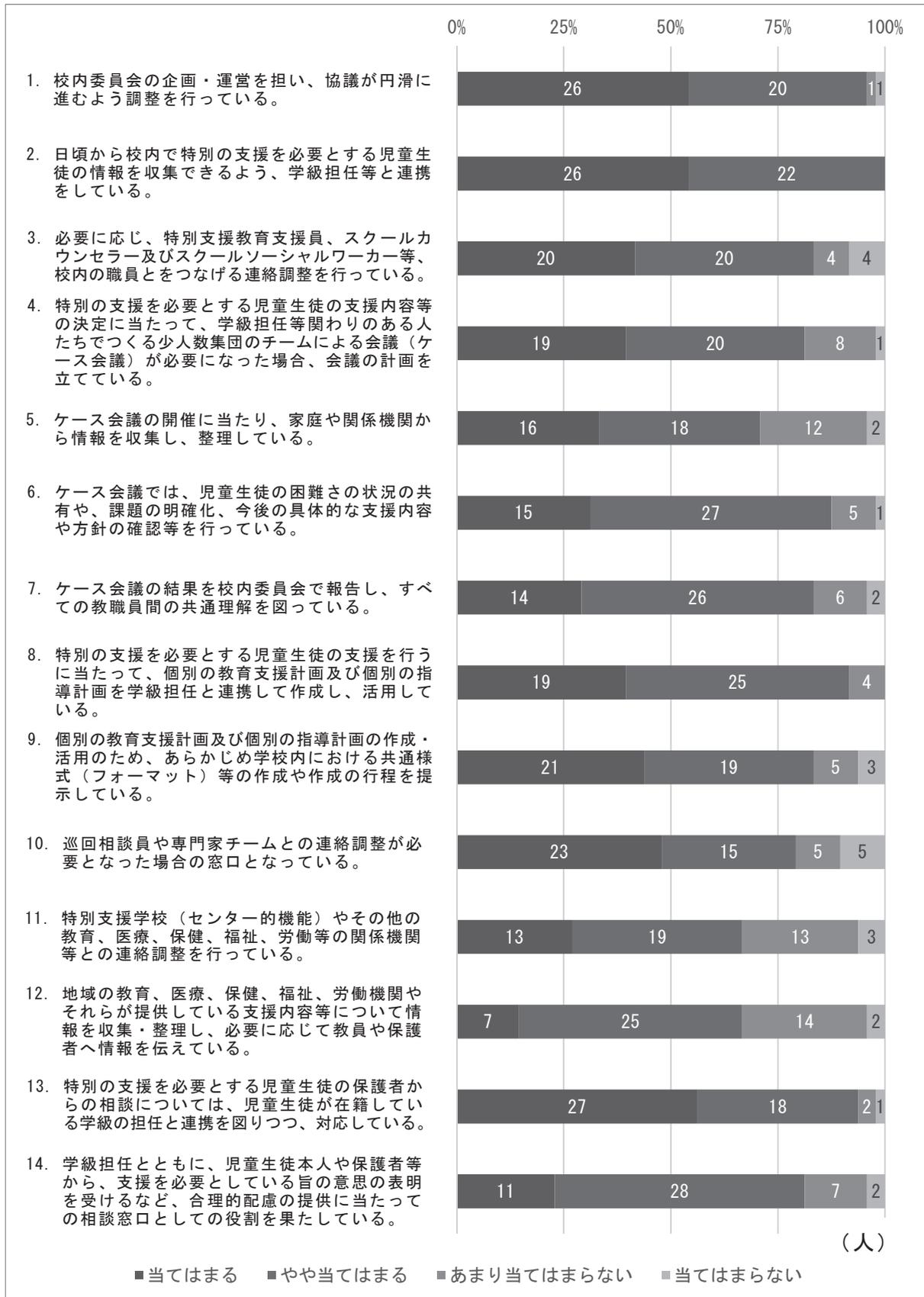
（1）特別支援教育コーディネーターとしての自身の取組状況の結果

ここでは、特別支援教育コーディネーターとしての自身の取組状況について、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②各学級担任への支援、③巡回相談員や専門家チームとの連携、④学校内の児童生徒の実態把握と情報把握の推進という四つの視点ごとに分析した結果を述べる。各視点の下位項目への「当てはまる」と「やや当てはまる」を合計した回答数が 36（75%）以上の場合を、各項目が尋ねている状況に当てはまるとして判断した。

①学校内の関係者や関係機関との連絡調整について

小中学校の特別支援教育コーディネーターにおける学校内の関係者や関係機関との連絡調整に関する取組状況についてまとめたものを図 2-1 に示す。多くの項目で回答数が 36（75%）を上回る回答が得られた。一方、回答数が 36（75%）を下回った項目は、「5. ケース会議の開催に当たり、家庭や関係機関から情報を収集し、整理している。」、「11. 特別支援学校（センター的機能）やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整を行っている。」、「12. 地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等について情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えている。」の三つであった。

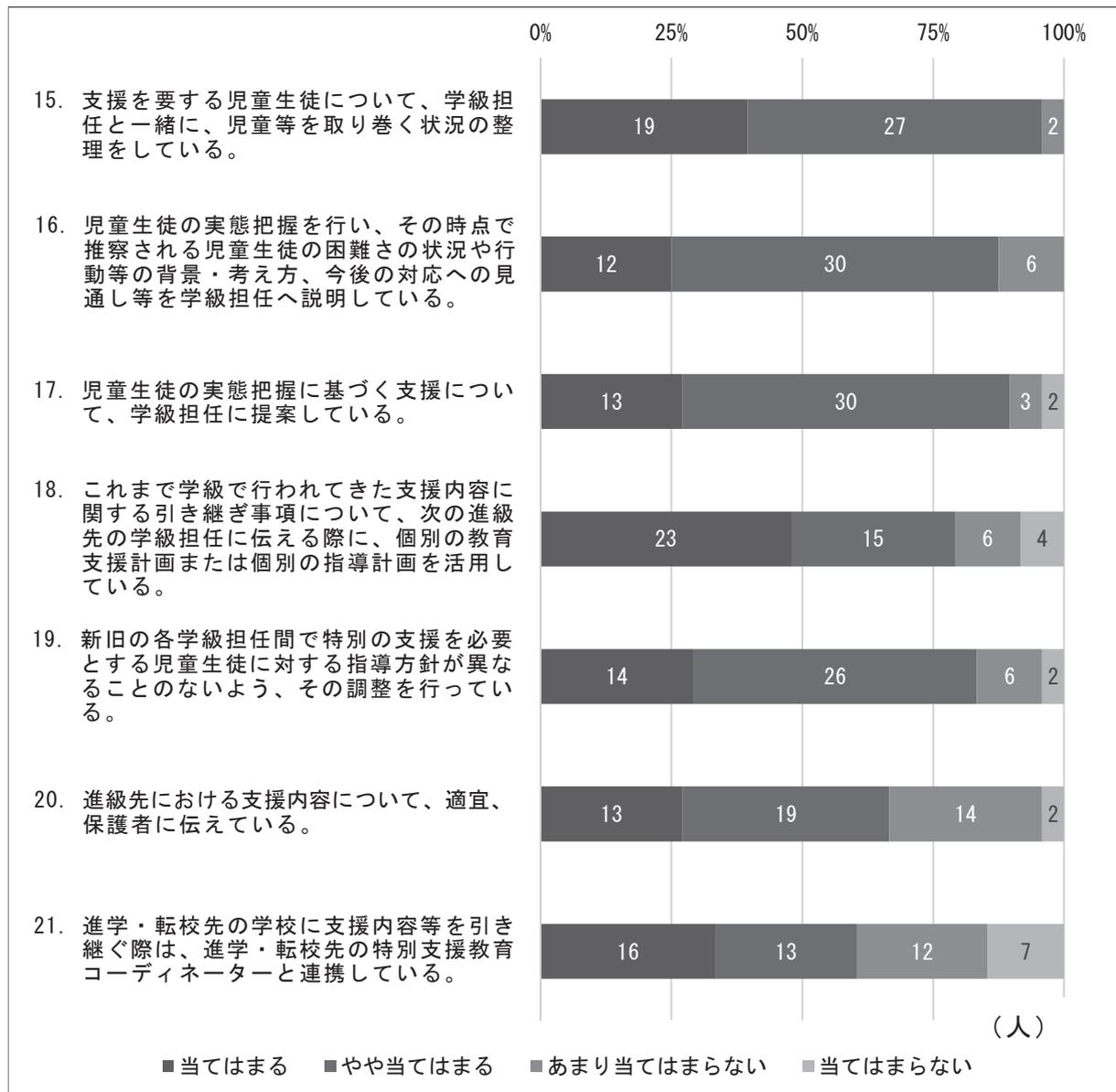
図 2-1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整



②各学級担任への支援について

小中学校の特別支援教育コーディネーターにおける各学級担任への支援に関する取組状況について図2-2に示したとおり、多くの項目で回答数が36(75%)を上回る回答が得られた。一方、回答数が36(75%)を下回った項目は、「20. 進級先における支援内容について、適宜、保護者に伝えている。」、「21. 進学・転学先の学校に支援内容等を引き継ぐ際は、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携している。」の二つであった。

図2-2 各学級担任への支援



回答数が36(75%)を下回った二つの項目について、小中学校間で比較したところ、両項目とも小学校より中学校において取り組まれていないという回答が多かった(表2-4)。

表 2-4 各学級担任への支援における小中学校間での違い

20. 進級先における支援内容について、適宜、保護者に伝えている。

(人)

| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|-----------|---------|---------|------------|---------|
| 小学校(n=35) | 10(29%) | 14(40%) | 11(31%) | 0(0%) |
| 中学校(n=13) | 3(23%) | 5(38%) | 3(23%) | 2(15%) |

() 内は同学校種における割合

21. 進学・転校先の学校に支援内容等を引き継ぐ際は、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携している。

(人)

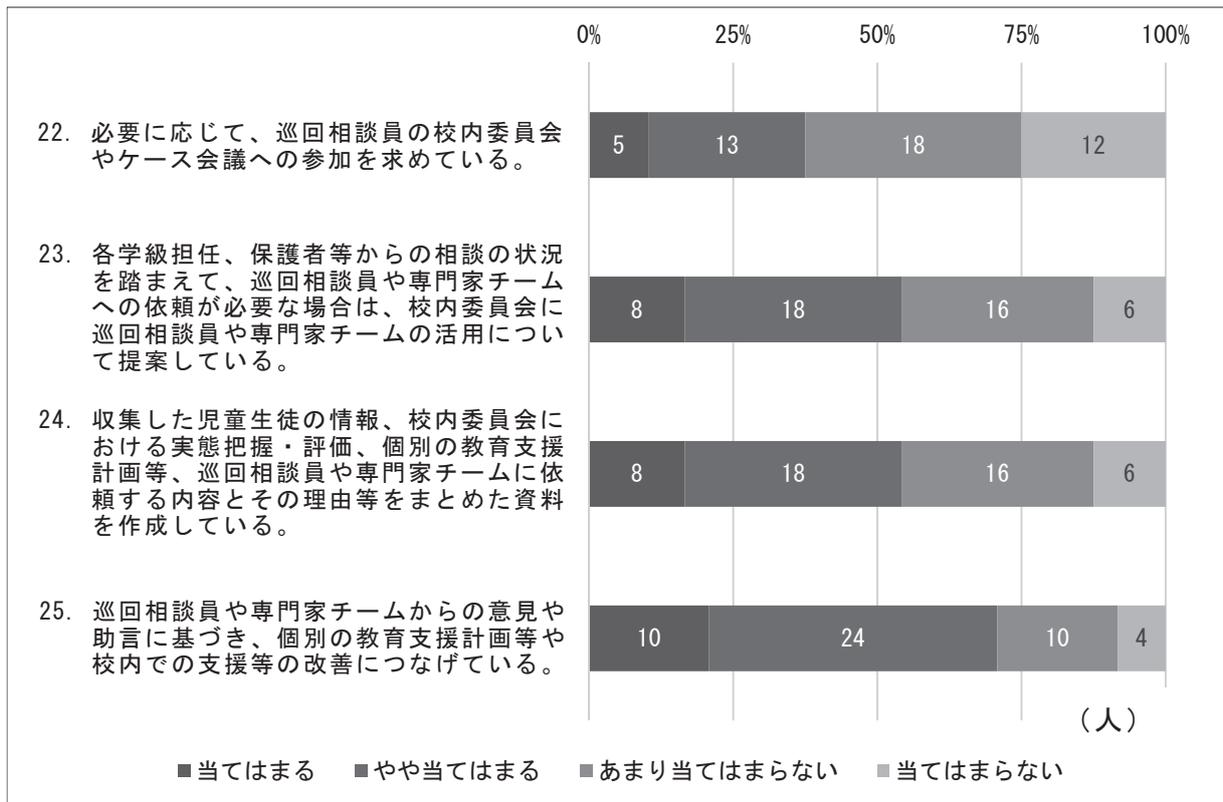
| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|-----------|---------|---------|------------|---------|
| 小学校(n=35) | 13(37%) | 12(34%) | 8(23%) | 2(6%) |
| 中学校(n=13) | 3(23%) | 1(8%) | 4(31%) | 5(38%) |

() 内は同学校種における割合

③巡回相談員や専門家チームとの連携について

小中学校の特別支援教育コーディネーターにおける巡回相談員や専門家チームとの連携に関する取組状況について図 2-3 に示したとおり、すべての項目において回答数が 36 (75%) を下回った。

図 2-3 巡回相談員や専門家チームとの連携



回答数が 36 (75%) を下回った項目について、小中学校間で比較したところ、「23. 各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、巡回相談員や専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に巡回相談員や専門家チームの活用について提案している」の項目において、小学校より中学校において取り組まれていないという回答が多かった (表 2-5)。

表 2-5 巡回相談員や専門家チームとの連携における小中学校間での違い

22. 必要に応じて、巡回相談員の校内委員会やケース会議への参加を求めている。

(人)

| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|------------|---------|----------|------------|---------|
| 小学校 (n=35) | 4 (11%) | 10 (29%) | 14 (40%) | 7 (20%) |
| 中学校 (n=13) | 1 (8%) | 3 (23%) | 4 (31%) | 5 (38%) |

() 内は同学校種における割合

23. 各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、巡回相談員や専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に巡回相談員や専門家チームの活用について提案している。

(人)

| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|------------|---------|----------|------------|---------|
| 小学校 (n=35) | 7 (20%) | 15 (43%) | 11 (31%) | 2 (6%) |
| 中学校 (n=13) | 1 (8%) | 3 (23%) | 5 (38%) | 4 (31%) |

() 内は同学校種における割合

24. 収集した児童生徒の情報、校内委員会における実態把握・評価、個別の教育支援計画等、巡回相談員や専門家チームに依頼する内容とその理由等をまとめた資料を作成している。

(人)

| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|------------|---------|----------|------------|---------|
| 小学校 (n=35) | 4 (11%) | 14 (40%) | 12 (34%) | 5 (14%) |
| 中学校 (n=13) | 4 (31%) | 4 (31%) | 4 (31%) | 1 (8%) |

() 内は同学校種における割合

25. 巡回相談員や専門家チームからの意見や助言に基づき、個別の教育支援計画等や校内での支援等の改善につなげている。

(人)

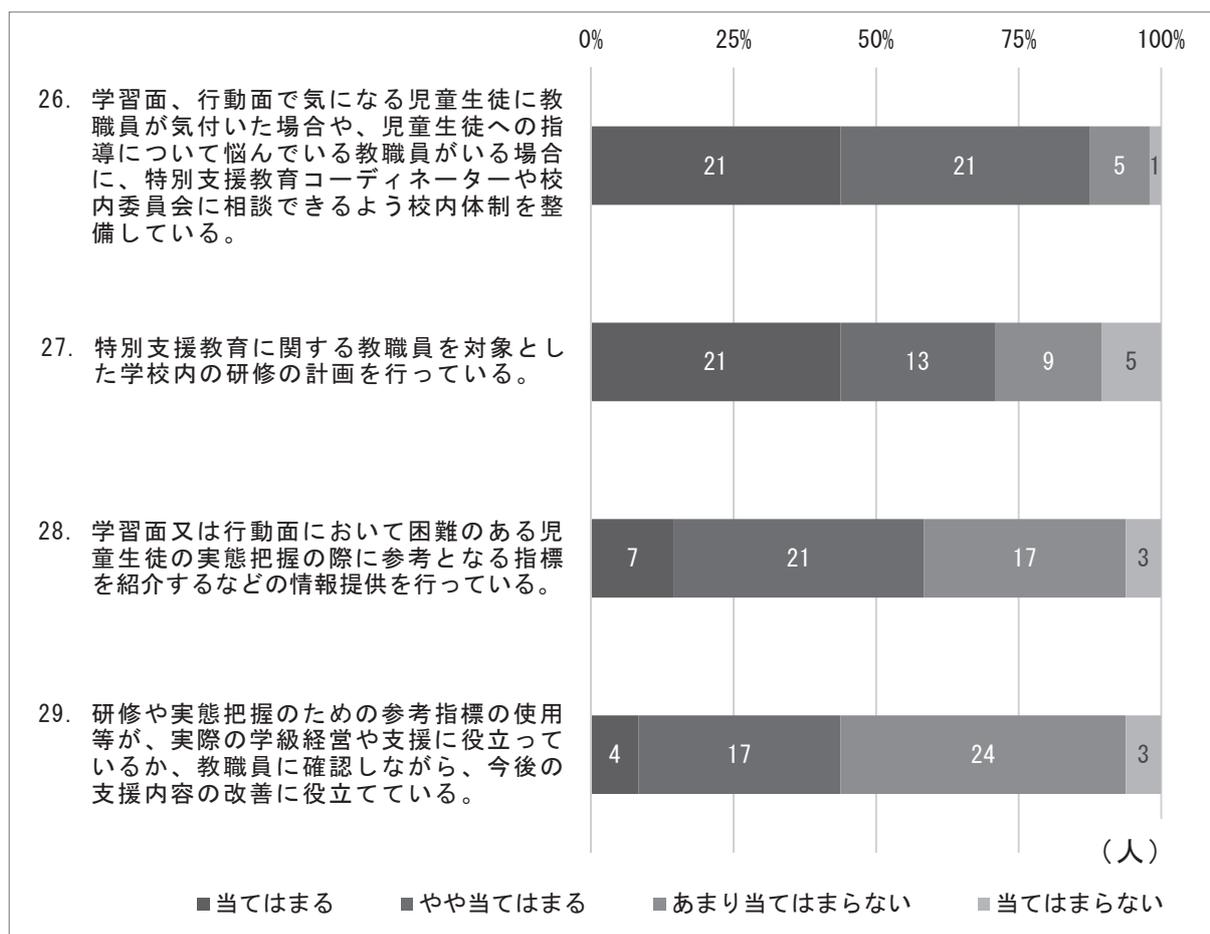
| | 当てはまる | やや当てはまる | あまり当てはまらない | 当てはまらない |
|------------|---------|----------|------------|---------|
| 小学校 (n=35) | 7 (20%) | 18 (52%) | 6 (17%) | 4 (11%) |
| 中学校 (n=13) | 3 (23%) | 5 (38%) | 4 (31%) | 1 (8%) |

() 内は同学校種における割合

④学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進について

小中学校の特別支援教育コーディネーターにおける学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進に関する取組状況について図2-4に示したとおり、回答数が36（75%）を上回る回答が得られたのは、「26. 学習面、行動面で気になる児童生徒に教職員が気付いた場合や、児童生徒への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会に相談できるような校内体制を整備している。」の一つの項目であった。一方、回答数が36（75%）を下回ったのは、上述した項目を除いたすべての項目であった。これらについて、小中学校間で比較したところ、顕著な差は見られなかった。

図2-4 学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進



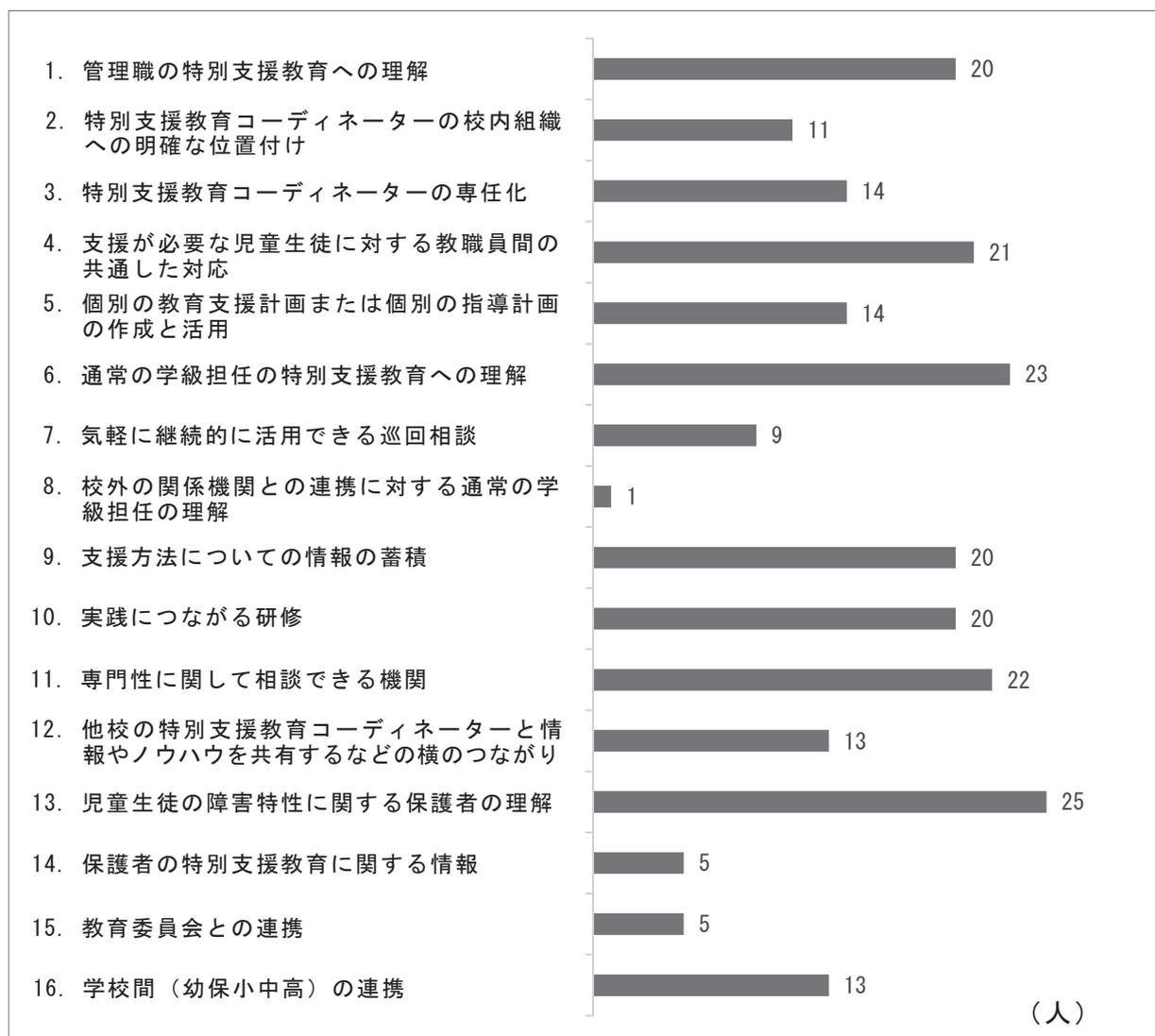
(2) 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、必要と感じていることについて

図2-5に特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、必要と感じていることについて示す。

これによると「児童生徒の障害特性に関する保護者の理解」が最も多く、次いで「通常の学級担任の特別支援教育への理解」、「専門性に関して相談できる機関」、「支援が必要な児童生徒に対する教職員間の共通した対応」、「管理職の特別支援教

育への理解」、「支援方法についての蓄積」、「実践につながる研修」の回答が多く挙げられた。

図2-5 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、必要と感じていることについて（複数回答）



IV. 考察

以上の調査結果を踏まえ、ここでは、青森県三八地区におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育コーディネーターの現状と課題について考察する。

青森県三八地区の特別支援教育コーディネーターの取組状況において、よく取り組まれている項目の特徴として、次の二つが挙げられた。一つは、校内委員会の企画・運営など学校内の関係者との連絡調整をしていること、もう一つは、各学級担任と日

常的に特別な教育的ニーズの必要な児童生徒について連携しながら対応しているということである。他の項目についても、一部を除き、取り組んでいる学校の割合が7割を超えていた。このことから、各校において、特別支援教育コーディネーターに求められる基本的な取組は概ね行われている状況がうかがえる。一方で、特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、必要と感じていることとして、「通常の学級担任の特別支援教育への理解」、「支援が必要な児童生徒に対する教職員間の共通した対応」が多く挙げられた。以上のことから、特別支援教育コーディネーターが動きやすくなるためには、通常の学級担任の特別支援教育の理解や連携を図るなど、学校全体で校内支援体制を整えていくことが重要であると考えられる。

青森県三八地区の小中学校の特別支援教育コーディネーターは、校外の関係機関につなげることの難しさを感じており（佐々木他、2017）⁷⁾、それ故に、本調査では、今後の課題とされる項目として、「外部の関係機関との連絡調整」に関することや、「巡回相談員や専門家チームとの連携」が多く挙げられた。表2-6に示したとおり、平成27年度の特別支援教育体制整備状況調査結果からも、青森県の巡回相談員や専門家チームの活用は全国平均を下回っており（文部科学省、2016）⁵⁾、校外の教育資源の活用は特別支援教育体制整備における全県的な課題となっている。今後、巡回相談等の制度やそのメリットについて、小中学校等に周知徹底する必要がある。また、「巡回相談員や専門家チームとの連携」における取組の低さは、小学校よりも中学校において顕著であった。インクルーシブ教育システム構築を推進する上では、外部専門家の効果的な活用は欠くことができない。まずは、学校種別にニーズを把握する必要があるだろう。

また、進学・転校先の学校に支援内容を引き継ぐ際、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携することや、保護者に対する進級先の支援内容について情報提供をすることといった「進学・転校先の特別支援教育コーディネーターとの連携・相談」についても、今後取り組んでいく必要性が示唆された。この「進学・転校先の特別支援教育コーディネーターとの連携・相談」は、今後インクルーシブ教育システムを推進していく上で、特別支援教育コーディネーターに求められる役割・機能として、平成29年3月に文部科学省により示された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」⁶⁾に、進級時等における学校間の情報共有（引継ぎ）の留意事項として新たに追記された事項である。このことについても小中学校等に周知する必要がある。さらに、引継ぎの際には、本地域において比較的取り組まれている個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するだけにとどまらず、進級時等のツールとして有効に活用されることが望まれる。そのためには、保護者や進学先等の特別支援教育コーディネーターとの連携が不可欠であろう。

以上のことから、青森県三八地区において、特別支援教育コーディネーターの機能・役割の充実のためには、小中学校の校内支援体制の構築を担う特別支援教育コーディネーターを支えていく仕組みが必要と考える。巡回相談を気軽に利用する仕組み、相談できる機関、相談できるつながりなど、特別支援教育コーディネーター同士の経験や知見の共有を図る体制構築が望まれる。

表 2-6 平成 27 年度特別支援教育体制整備状況調査結果における
青森県の公立学校の実施率のまとめ

| | 校内委員会の 設置 | 実態把握の 実施 | 特別支援教育 Co. の指名 | 個別の指導 計画の作成 | 個別の教育支 援計画の作成 | 巡回相談員 の活用 | 専門家チー ムの活用 |
|------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 幼稚園 | 100% (95.5%) | 100% (98.7%) | 100% (96.0%) | 16.7% (73.7%) | 16.7% (55.2%) | 33.3% (87.1%) | 33.3% (67.4%) |
| 小学校 | 100% (100%) | 95.7% (99.5%) | 100% (100%) | 88.0% (94.1%) | 63.8% (81.2%) | 60.1% (85.4%) | 27.9% (62.4%) |
| 中学校 | 100% (99.9%) | 92.5% (98.7%) | 100% (100%) | 86.3% (90.5%) | 51.9% (78.4%) | 51.9% (73.4%) | 20.6% (53.7%) |
| 高等学校 | 100% (99.7%) | 73.0% (93.9%) | 100% (99.9%) | 14.3% (37.9%) | 9.5% (28.6%) | 33.3% (50.4%) | 19.0% (36.0%) |
| 合計 | 100% (99.4%) | 92.1% (98.6%) | 99.6% (99.4%) | 77.6% (85.4%) | 53.0% (72.4%) | 54.3% (79.2%) | 25.0% (58.4%) |

()内は全国合計平均値

第3章 小中学校の特別支援教育コーディネーターの機能 充実に向けた実際的取組

第1章で述べたとおり、平成28年度の地域実践研究において、青森県三八地区の特別支援教育コーディネーターを対象に行ったワークショップ形式の研修会は、現状における課題の明確化、特別支援教育コーディネーター同士の連携、学び合う仲間作り、解決策の検討等において機能すると考えられ、継続的に実施していくことが必要と考えられた。

以上のことを踏まえ、本章では、青森県三八地区の小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会から得られた知見をもとに、今後の展開を考察するとともに、特別支援教育コーディネーターが必要とする情報を検討・整理した。

I. 特別支援教育コーディネーター対象の研修会の概要

1. 目的

本研修会の目的は、以下の二つである。

- ・小中学校の特別支援教育の担い手である特別支援教育コーディネーターに対するインクルーシブ教育システムの理念の浸透を図る。
 - ・インクルD B※事例を活用した演習をとおして合理的配慮について理解を深める。
- 研修会のテーマは、「合理的配慮検討のための研修会」とした。
(※インクルD Bとは、国立特別支援教育総合研究所が提供する「『合理的配慮』実践データベース」のこと。文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステムである。)

2. 方法

前節で述べた目的に向け、三八地区特別支援連携協議会、青森県教育庁三八教育事務所と連携し、特別支援教育コーディネーターの情報交換・研修会を実施した。

(1) 手続き

青森県三八教育事務所管内の小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象とし、管内の小中学校108校に対して、三八教育事務所の電子申請により参加申込み手続きを行った。そのうち、参加申込みがあった小中学校49校に対して案内文と第2章の調査票を送付した。調査票には、演習を円滑に進めるために、基本情報として学校名、職名、教職経験年数、特別支援教育コーディネーターの経験の有無や年数の記入を依頼した。

その他、運営の協力者として、行政職から青森県教育庁三八教育事務所指導主事、三八地区特別支援連携協議会事務局に依頼した。

実施日は、平成29年8月10日(木)13:00~16:00であった。

（２）実施内容

平成28年度の地域実践研究によるワークショップの成果と課題を踏まえ、内容は、平成28年度より具体的で実践につながるものとし、特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒に対する合理的配慮についての演習形式の研修会とした。テーマは、「合理的配慮検討のための研修会」とした。

研修会は、国立特別支援教育総合研究所におけるインクルーシブ教育システム構築に関する相談事業を活用し、内容についても同研究所で作成した演習プログラムを使用した。

①講義

講義は、国立特別支援教育総合研究所主任研究員横尾俊氏から「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」をテーマにお話しいただいた。内容は、演習の参考となるように、インクルーシブ教育システム構築に関する動向、合理的配慮と基礎的環境整備の関係、特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築についてであった。

②実践発表

三八教育事務所管内の小中学校の特別支援教育コーディネーター（各1名）から、「合理的配慮の検討・実施のための校内での取組」をテーマに実践発表を行った。内容は、合理的配慮のプロセスに基づいた話題提供とした。具体的には、意思の表明もしくは学級担任等の気づき（児童生徒の困難の状況についても触れる）、調整（校内で合理的配慮をどのように調整したか）、決定（本人や保護者との合意形成、個別の教育支援計画への明記、全職員への周知等）、提供（どのような合理的配慮を提供したか）であった。

③演習

テーマは、「個々の児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた合理的配慮の検討」とした。

演習グループの構成メンバーは、幅広く意見交換ができるよう、次の三つに配慮した。違う学校種が入ること、特別支援教育コーディネーターの経験の有無や年数がバランスよく入ること、市町村の地域が限定的にならず様々になるようにすることである。また、ファシリテーターとして、三八地区特別支援連携協議会事務局、青森県教育庁三八教育事務所の協力者が入った。

演習の目的は、児童生徒の学習上の困難さを具体的にイメージした上で、必要な支援について考えることで、合理的配慮の理解を深めることとした。

演習は二つあり、演習1は演習2の事前練習の位置付けで行い、講師が解説を加えながら進めた。演習のタイムテーブルと要点を、表3-1に示す。

表 3-1 演習のタイムテーブルと要点

| 内 容 | 時間 (分) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 【演習 1】 1 自己紹介。 2 ワークシートをもとに事例について講師が説明する。 3 各自、合理的配慮を考え、具体的な支援を箇条書きでできるだけ多く書き出す。 4 実践事例を読んで、グループで確認し、実際に行われた支援を知る。 5 振り返り。 ・実践事例は例であり、正解ではないことを確認する。 | 5 5 3 5 1 |
| 【演習 2】 1 ワークシートの対象児童生徒の実態を読み込む。 2 各自、合理的配慮を考え、具体的な支援を箇条書きでできるだけ多く書き出す。 3 協議 ○以下の点を実感できることを目的として、児童生徒への支援内容を話し合う。 ・一人で考えるより、案をたくさん出し合って話し合うことが重要であること。 ・合理的配慮には、目標や軽減すべき困難さの意識が必要であること。 4 全体共有と振り返り | 3 5 25 10 |

3. 結果

(1) 参加者数

参加者は、54名であり、内訳は、特別支援教育コーディネーター37名（内、教頭3名）、その他13名であった（表3-2）。その他には、特別支援学級の担任や通常の学級の担任が含まれる。また、運営の協力者として、三八地区特別支援連携協議会事務局より12名、青森県教育庁三八教育事務所指導主事1名の参加があった。

表 3-2 参加者数 (人)

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|--------------------------|-----|-----------|-----------|
| 特別支援教育コーディネーター (内、教頭) | 27 | 10 (3) | 37 (3) |
| その他 | 8 | 5 | 13 |
| 回答なし | 2 | 2 | 4 |
| 計 | 37 | 17 | 54 |

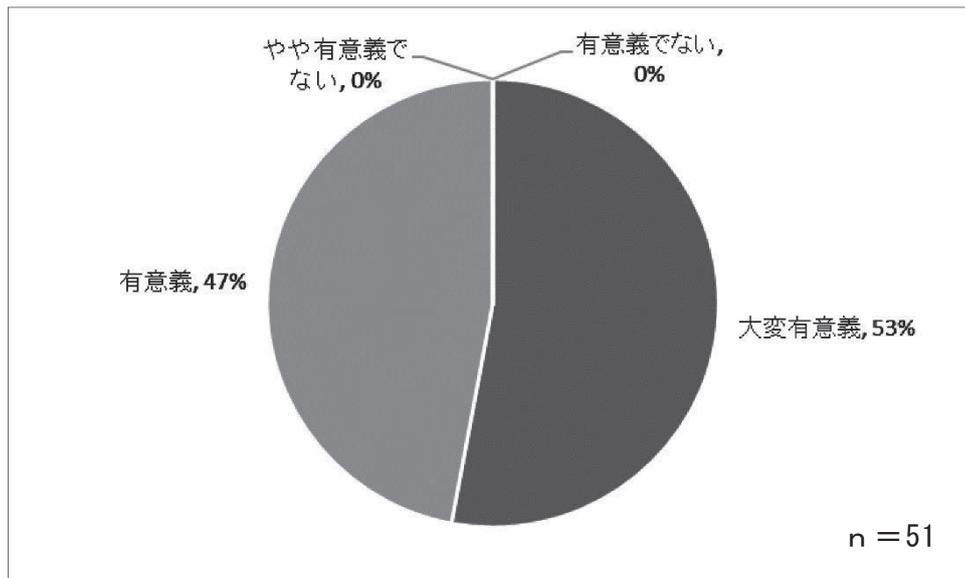
(2) 参加者の声

研修会参加後に任意でアンケートを実施した。参加者 54 名のうち、51 名から回答があった（回収率 94%）。

ア 今回の研修はどうであったか

図 3-1 に示したとおり、全員が「大変有意義」、「有意義」と回答した。

図 3-1 今回の研修はどうであったか



イ 質問アで回答した項目の理由（自由記述）

質問アで回答した項目の理由について自由記述を求めた。自由記述をまとめたものを表 3-3 に示す。なお、自由記述は、似ている記述内容をまとめ、それにふさわしいカテゴリー名を付けた。

その結果、回答は五つのカテゴリーに分類された。最も多かったのは、【他校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換が特別支援教育コーディネーターの取組の参考となった】であり、次に【インクルーシブ教育システムや合理的配慮の理解が深まった】、【具体的な研修内容が実践にいかしやすい】が多かった。

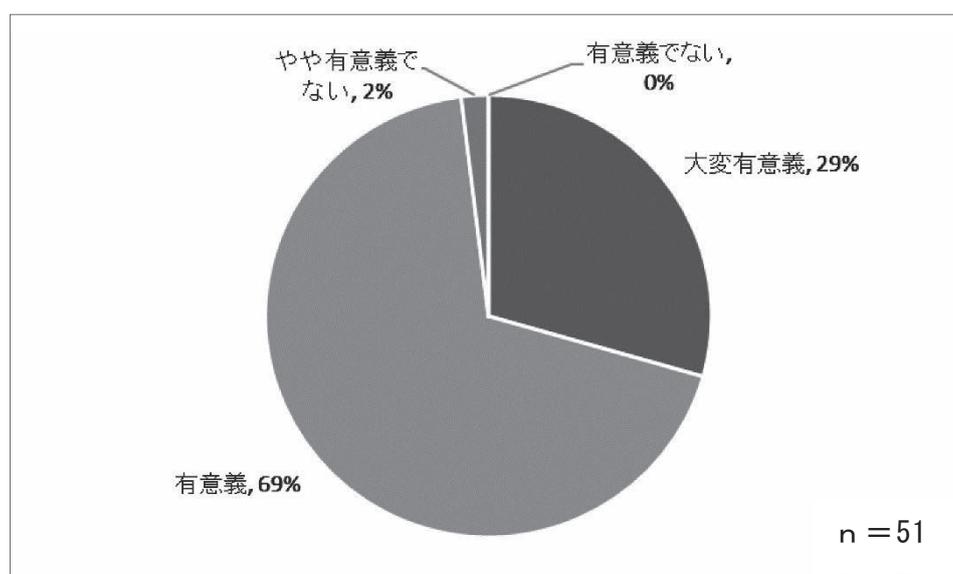
表 3-3 質問アに対する自由記述

| カテゴリー | 代表的な記述 | 記述数 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 他校の Co. との情報交換が Co. の取組の参考となった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内委員会のもち方など参考になった。 ・ Co. としてどう対応したか、他校の様子がとても参考になった。 | 21 |
| インクルーシブ教育システムや合理的配慮の理解が深まった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育システムの考え方や合理的配慮について理解が深まった。 | 12 |
| 具体的な研修内容が実践にいかしやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義、実践、演習どれも次からいかせる内容だった。 ・ 大変勉強になった。個別の教育支援計画を作成していきたい。 | 11 |
| 立場や学校種を超えた Co. 同士の情報交換は有意義（ほしい）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の先生、教頭先生など、自分と違う立場の方々と話し合いができた。 ・ Co. のつながりはとても有意義だと演習をとおして実感した。 ・ 養護学校の先生方と親しくなれたことがとてもうれしかった。 | 6 |
| 研修が新たな情報を得る機会となった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルDB、国立特別支援教育総合研究所の情報を知ることができた。 | 2 |

ウ 研修受講により合理的配慮への理解は深まったか

図 3-2 に示したとおり、ほとんどが「大変有意義」、「有意義」と回答した。

図 3-2 研修受講により合理的配慮への理解は深まったか。



エ 質問ウで回答した項目の理由（自由記述）

質問ウで回答した項目の理由について自由記述を求めた。自由記述をまとめたものを表3-4に示す。自由記述は、上記イと同様にカテゴリーにまとめた。

回答は、三つのカテゴリーに分類された。最も多かったのは、【演習をとおした他校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換は合理的配慮の理解に有効】という回答であった。次に、【特別支援教育コーディネーターとしての今後の役割遂行に対する意欲につながった】が多かった。

表3-4 質問ウに対する自由記述

| カテゴリー | 代表的な記述 | 記述数 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 演習をとおした他校の Co. との情報交換は合理的配慮の理解に有効。 | ・ 演習で自分では思いつかない対応がとても参考になった。 ・ 他校の先生方の話がとても参考になった。 | 17 |
| Co. としての今後の役割遂行に対する意欲につながった。 | ・ 言葉の意味がより理解できたので、校内で伝える手立てとなった。 ・ 自分が支援計画を作成するとき悩んだので、見通しをもてた。 | 16 |
| 校内の職員へ合理的配慮を伝える自信のなさ。 | ・ 深まったが、他の職員にうまく伝えるとなると少し自信がない。 | 3 |

オ 研修内容で今後の職務に役立つと思った内容について。

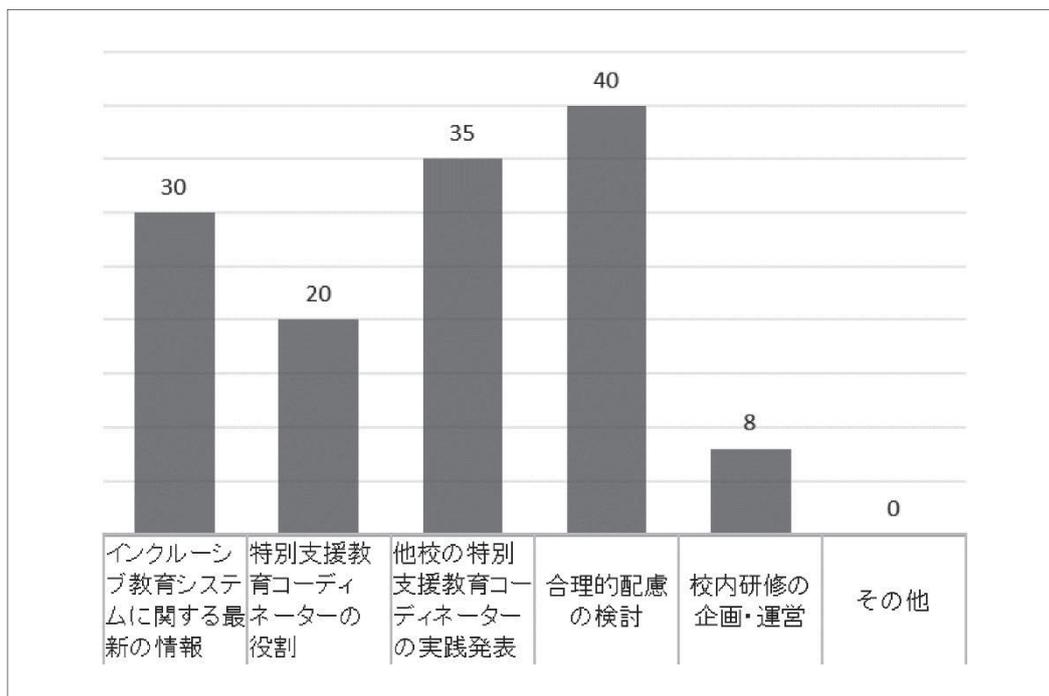
研修内容で今後の職務に役立つと思った内容について、次の六つの選択肢を設け、複数回答可とした。六つのうちの一つは、「その他」とし、列挙されていない内容がある場合に記入できるようにした。

- ・ インクルーシブ教育システムに関する最新の情報
- ・ 特別支援教育コーディネーターの役割
- ・ 他校の特別支援教育コーディネーターの実践発表
- ・ 合理的配慮の検討
- ・ 校内研修の企画
- ・ その他

なお、六つの選択肢の項目は、研修会の目的に沿ったものとした。

その結果を図3-3に示す。最も多かったのは、「合理的配慮の検討」であった。次いで、「他校の特別支援教育コーディネーターの実践発表」、「インクルーシブ教育システムに関する最新の情報」が多かった。

図 3-3 研修内容で今後の職務に役立つと思った内容（複数回答）



（3）研修会後の特別支援教育コーディネーターの取組状況に関する情報収集

研修会参加後の特別支援教育コーディネーターの取組状況を把握することを目的とし、情報収集を行った。

対象者の選定に当たっては、研修会後のアンケートに今後の取組への展望が書かれており、なおかつ情報収集の協力が得られた3名を選定した。

対象者の勤務校種、職名、教職経験年数、特別支援教育コーディネーター経験年数、学級担任との兼務の有無については、表3-5に示したとおりである。これらの基礎的情報は、研修会後のアンケートに記載されていたとおりである。

表 3-5 対象者の背景

| | 勤務校種 | 職名 | 教職経験年数 | Co. 経験年数 | 学級担任との兼務 |
|---|------|----|--------|----------|----------|
| A | 小学校 | 教諭 | 21 | 9 | 有 |
| B | 小学校 | 教諭 | 33 | 2 | 有 |
| C | 小学校 | 教諭 | 30 | 0 | 有 |

情報収集期間は、平成29年11月に、筆者の佐々木が各学校を訪問し、後述の情報収集の内容をもとに聞き取りを行った。時間は約30分で、場所は校内の会議室等を使用した。情報収集の内容は、前述した目的に接近するため、「研修会参加後に特別支援教育コーディネーターとして行ったこと、今後、行いたいこと」とした。

その結果、以下の4点に整理された。

- ・校内における特別支援教育に関する研修会の企画
- ・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記
- ・通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する個別の教育支援計画の整備
- ・通常の学級担任に対する研修内容の伝達

4. 考察

本研究において実施した特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会は、インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮、特別支援教育コーディネーターの機能・役割の理解を図るとともに、特別支援教育コーディネーター同士のネットワークづくりや、特別支援教育コーディネーターの役割遂行に対する意欲を高め、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域・学校の活性化を図ることも意図したものであった。

この研修会の効果は、今後インクルーシブ教育システム構築を進めていく上で、特別支援教育コーディネーターに必要な基礎的内容の理解、特別支援教育コーディネーター同士の情報交換、学び合う仲間づくり、実際的な取組につなげることで、特別支援教育コーディネーターの士気を高めることにおいて意義があったと考えられる。同様のことを杉本（2010）⁸⁾が、特別支援教育コーディネーターを支えるシステム構築のために行った中学校ブロックにおける会議の意義として述べている。また、研修会参加後の特別支援教育コーディネーターの取組状況に関する情報収集の結果から、各校の実態に応じた取組推進に寄与できたことが推察された。

本研究で実施した研修会における演習でのグループは、様々な市町村の小中学校の特別支援教育コーディネーターが同一のグループになるように企画したが、花田・小泉・田中・淵上（2008）¹⁾が述べているように、今後、地域内の連携や実情に応じた実際的な取組につなげるためには、近隣の小中学校や中学校区における特別支援教育コーディネーターの情報交換の機会を設定することも有用と考えられる。

今回の研修会は、本研究が、三八地区特別支援連携協議会、青森県教育庁三八教育事務所と連携し、企画・実施したが、今後、特別支援教育コーディネーターの機能・役割充実のため、教育事務所、教育委員会等が主催する研修や、特別支援連携協議会等に、特別支援教育コーディネーターが情報交換をする場を設定することも考えられる。

ただし、単発的な研修会実施だけでは、その効果も限定的であるため、今後、特別支援教育コーディネーター同士の研修、情報交換の場として、継続的に同様の機会を設定することが望まれる。

Ⅱ．特別支援教育コーディネーターが必要とする情報の整理

平成28年度の地域実践研究と本研究で得られた成果を踏まえ、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するため、学校現場で役立つ情報を整理した。

1．特別支援教育コーディネーターが求めている情報について

特別支援教育コーディネーターが求めている情報については、先行研究（佐々木他、2017）⁸⁾や本研究で明らかになった「校内外の支援体制上の課題」、「特別支援教育コーディネーターの現状と課題」、「特別支援教育コーディネーターがほしい情報」に基づいて整理・検討し、啓発冊子としてまとめた。

2．啓発冊子の作成

啓発冊子の目的は、次の二つである。

- ・研究成果を普及する。
- ・特別支援教育コーディネーターがインクルーシブ教育システムや特別支援教育コーディネーターの役割・機能について理解し、学校現場での実践につながる情報を提供する。

啓発冊子の配布対象は、青森県内小中学校の特別支援教育コーディネーターのみならず、小中学校の管理職も含める。このことは、青森県においては、特別支援教育コーディネーターが複数指名されているうち1名は、教頭であることが多いこと、校内において特別支援教育コーディネーターが機能するためには、第2章の特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、必要と感じていることにおいて述べたとおり、管理職の理解が不可欠であることによる。

内容は、「知る」「実践する」「深める」という三つのキーワードに基づいて整理した。

「知る」では、研究の概要と、特別支援教育コーディネーターが知っておきたい基本事項として、インクルーシブ教育システムや合理的配慮、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターに求められていることの情報をまとめた。

「実践する」では、合理的配慮の充実に向けた特別支援教育コーディネーターの実践事例として、小中学校から実際の事例を一つずつ取り上げ紹介した。一つは、校長のリーダーシップの下、特別な教育的ニーズのある生徒に対して段階的な支援を行うために校内支援体制を整備した取組である。もう一つは、特別支援教育コーディネーターが中心となり、学習困難（LD傾向）が見られる児童が十分な教育を受けられるよう教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮のプロセスにより合意形成を図った上で提供、評価の見直しを行った取組である。

「深める」では、校内研修や理解啓発に活用できるよう、研究の一環として行った「インクルDB」を活用した合理的配慮を考える演習事例、特別支援教育コーディネーターのための情報ソースを紹介した。

作成に当たっては、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）⁹⁾、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童に対する教育支援体制整備ガイドライン」（2017）⁶⁾を参考に作成した。具体的な内容については、資料2（啓発冊子）を参照されたい。

第4章 総合考察

Ⅰ. 青森県三八地区における特別支援教育コーディネーターをめぐり課題と可能性

本研究では、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進する上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策を明らかにすることを目的とし、平成28年度の地域実践研究の成果を踏まえ、同一地域において研究を進めた。特別支援教育コーディネーターの機能・役割の充実のためには、地域の実情に応じた方策が必要と考えられることから、アンケート調査によって特別支援教育コーディネーターの現状と課題を把握し、実際的な取組をとおして方策の検討を行った。

第2章では、青森県三八地区の特別支援教育コーディネーターが抱える課題の特徴としては、「外部専門家の効果的な活用」と「通常の学級担任の特別支援教育への理解」の2点を指摘した。「外部専門家の効果的な活用」については、とりわけ中学校において課題となっている可能性が示唆されたことから、今後はその背景要因等を明らかにし、それに伴った行政等からのサポートが必要であると考えられる。

第3章では、同地区における特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の成果をまとめた。このような研修会は、特別支援教育コーディネーター同士のネットワークづくりや、特別支援教育コーディネーターの役割遂行に対する意欲の向上を図る上で有効であると考えられ、無理なく継続的に実施できるような運営の在り方の検討が望まれる。具体的に運営主体を考えていく上で、本研究において、三八地区特別支援連携協議会及び青森県教育庁三八教育事務所と連携して研修会を企画・実施できた意義は大きいと考える。また、本研修会では、「通常の学級担任の特別支援教育への理解」を進めるための方策として、校内研修にいかせるような内容の演習を行った。このように、特別支援教育コーディネーターが校内研修を企画・実施する際のサポートの在り方も検討が必要であろう。

平成28年度の地域実践研究と本研究の成果は、三八地区のみならず、青森県におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育コーディネーターの取組を支えるための施策立案等に貴重な資料となることが期待される。そこで、研究成果の普及と、特別支援教育コーディネーターがインクルーシブ教育システム構築を進める上での参考資料として活用することを目的として、特別支援教育コーディネーターが必要とする情報を啓発冊子にまとめた。本冊子は、小中学校の特別支援教育コーディネーターのみならず、特別支援教育コーディネーターの取組を支える管理職、教育委員会、教育事務所、特別支援連携協議会、巡回相談員など地域における特別支援教育コーディネーターにも活用可能な内容となっている。

Ⅱ．今後の青森県三八地区での展開に向けて

今後の青森県三八地区での展開に向けて、本研究において実施した研修会により、地域の特別支援教育コーディネーターの連携やネットワーク構築が進んだか、進んでいないとすればその要因は何かなど、状況を整理する必要がある。平成 29 年 12 月に行った研究協議会では、国立特別支援教育総合研究所、青森県教育庁三八教育事務所、三八地区特別支援連携協議会の関係者 9 名が参加し、特別支援教育コーディネーターを支える取組でうまくいった事例と、特別支援教育コーディネーターを支える上でできることについて協議し、青森県三八地区の今後の展開に向けて多くの意見が出された。この後に行われた三八地区特別支援連携協議会運営担当者会では、当連携協議会の在り方や可能性を模索する機運の高まりを感じた。三八地区特別支援連携協議会の活用の可能性、三八地区における小中学校や地域の特別支援教育コーディネーターの役割の整理、特別支援教育コーディネーターに対する行政の支援の在り方等を整理することも今後の課題であろう。

参考・引用文献

- 1) 花田裕美子・小泉令三・田中宏二・淵上克義：地域のコーディネーターによる特別支援教育体制の構築―特別支援教育における校内体制構築のプロセスのチェック表の活用を通して―、LD 研究、17 (2)、161-170、2008.
- 2) 海津亜希子：実践上の課題に対する研究の貢献性―特別支援教育コーディネーターに焦点をあてて―、教育心理学年報、第 44 集、119-125、2005.
- 3) 国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究―学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成―、専門研究青森研究成果報告書、2016.
- 4) 李熙馥・涌井恵・深草瑞世・牧野泰美・森山貴史・佐々木恵・藤本裕人：地域におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題(1)―A 県に焦点を当てて―、日本特殊教育学会第 55 回大会発表論文集、2017.
- 5) 文部科学省：平成 27 年度特別支援教育体制整備状況調査結果について、2016.
http://www.mext.go.jp/A_menu/shotou/tokubetu/ma/terial/_icsFiles/Afieldfile/2016/05/13/1370505_02.pdf
- 6) 文部科学省：発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～、2017. http://www.mext.go.jp/component/A_menu/education/micro_detail/_icsFiles/Afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf
- 7) 佐々木恵・森山貴史・李熙馥・牧野泰美・涌井恵・深草瑞世・藤本裕人：地域におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題(2)―A 県 B 地区の小・中学校の特別支援教育コーディネーターに焦点を当てて―、日本特殊教育学会第 55 回大会発表論文集、2017.
- 8) 杉本浩美：特別支援教育コーディネーターを支えるシステムの構築に関する研究―ハンドブック、中学校区ブロック会議、外部コーディネーターの活用―、特別支援教育コーディネーター研究、27-38、2010.
- 9) 中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）、2012.
http://www.mext.go.jp/B_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/Afieldfile/2012/07/24/1323733_8.pdf

謝辞

この度、研究助成いただいた公益財団法人みずほ教育福祉財団様には、地域においてインクルーシブ教育システム構築に向けた取組を進める貴重な機会を与えていただいたことを深く感謝申し上げます。

本研究の遂行に当たっては、国立特別支援教育総合研究所研修事業部上席総括研究員牧野泰美氏、インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員横尾俊氏、インクルーシブ教育システム推進センター研究員李熙馥氏、インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員深草瑞世氏には、終始ご指導をいただいた。ここに深謝の意を表する。

また、青森県教育庁三八教育事務所指導主事久保慶喜氏、三八地区特別支援連携協議会会長中谷えり子氏、同連携協議会事務局担当者の皆様には、本研究における研修会の運営にご協力いただくとともに、研究協議会等において有益なご助言をいただいた。ここに感謝の意を表する。さらに、調査にご協力いただいた皆様、情報収集にご協力いただいた皆様に感謝の意を表する。

最後に、本研究に携わった青森県立八戸第一養護学校佐藤忠全教頭をはじめ、寺沢直子事務長、三浦園子教諭（支援部主任）、森山貴史教諭（平成28年度国立特別支援教育総合研究所における地域実践研究の研究分担者ならびに研究アドバイザー）、そして職員に感謝する。

資料 1

青森県三八地区におけるインクルーシブ教育システム
構築に向けた現状と課題に関する調査票

I. 回答者名等について下記に御記入下さい。

| | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 学校名 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話 | |
| e-mail | |
| 回答者職名・氏名 | (職名) (氏名) |
| 教職経験年数 | 年 |
| 特別支援教育コーディネーターに関する経験 | <input type="checkbox"/> 有 (年) <input type="checkbox"/> 無 |

II. 特別支援教育コーディネーターとしての御自身の取組状況についてお聞きします。
該当する番号を選択してください。

(1: 当てはまる 2: やや当てはまる 3: あまり当てはまらない 4: 当てはまらない)

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整 | (1) 係者との学連校絡内調整 | 1 | 校内委員会の企画・運営を担い、協議が円滑に進むよう調整を行っている。 | |
| | | 2 | 日頃から校内で特別の支援を必要とする児童生徒の情報を収集できるよう、学級担任等と連携をしている。 | |
| | | 3 | 必要に応じ、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等、校内の職員とをつなげる連絡調整を行っている。 | |
| | (2) ケース会議の開催 | 4 | 特別の支援を必要とする児童生徒の支援内容等の決定に当たって、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議(ケース会議)が必要になった場合、会議の計画を立てている。 | |
| | | 5 | ケース会議の開催に当たり、家庭や関係機関から情報を収集し、整理している。 | |
| | | 6 | ケース会議では、児童生徒の困難さの状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行っている。 | |
| | | 7 | ケース会議の結果を校内委員会で報告し、すべての教職員間の共通理解を図っている。 | |
| | (3) 導及教育計画個別支援の別個作成指図の | 8 | 特別の支援を必要とする児童生徒の支援を行うに当たって、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を学級担任と連携して作成し、活用している。 | |
| | | 9 | 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用のため、あらかじめ学校内における共通様式(フォーマット)等の作成や作成の行程を提示している。 | |
| | (4) 関との外部の連絡調整関係 | 10 | 巡回相談員や専門家チームとの連絡調整が必要となった場合の窓口となっている。 | |
| | | 11 | 特別支援学校(センター的機能)やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整を行っている。 | |
| | | 12 | 地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等について情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えている。 | |

| | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| | (5) 対する保護者 相談窓口 | 13 | 特別の支援を必要とする児童生徒の保護者からの相談については、児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応している。 | |
| | | 14 | 学級担任とともに、児童生徒本人や保護者等から、支援を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割を果たしている。 | |
| 2 各学級担任への支援 | (1) 学級担任の 状況の担任 の相任各 | 15 | 支援を要する児童生徒について、学級担任と一緒に、児童等を取り巻く状況の整理をしている。 | |
| | | (2) 児童生徒と 校内生徒も 制で徒も各 のの理に学 検教解行級 討育とう担 | 16 | 児童生徒の実態把握を行い、その時点で推察される児童生徒の困難さの状況や行動等の背景・考え方、今後の対応への見通し等を学級担任へ説明している。 |
| | | 17 | 児童生徒の実態把握に基づく支援について、学級担任に提案している。 | |
| | (3) 進級時の 相談・協力 | 18 | これまで学級で行われてきた支援内容に関する引き継ぎ事項について、次の進級先の学級担任に伝える際に、個別の教育支援計画または個別の指導計画を活用している。 | |
| | | 19 | 新旧の各学級担任間で特別の支援を必要とする児童生徒に対する指導方針が異なることのないよう、その調整を行っている。 | |
| | | 20 | 進級先における支援内容について、適宜、保護者に伝えている。 | |
| | | 21 | 進学・転校先の学校に支援内容等を引き継ぐ際は、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携している。 | |
| 3 と巡回相談員 の連携 や専門家チ ーム | 22 | 必要に応じて、巡回相談員の校内委員会やケース会議への参加を求めている。 | | |
| | 23 | 各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、巡回相談員や専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に巡回相談員や専門家チームの活用について提案している。 | | |
| | 24 | 収集した児童生徒の情報、校内委員会における実態把握・評価、個別の教育支援計画等、巡回相談員や専門家チームに依頼する内容とその理由等をまとめた資料を作成している。 | | |
| | 25 | 巡回相談員や専門家チームからの意見や助言に基づき、個別の教育支援計画等や校内での支援等の改善につなげている。 | | |
| 4 と学校内の 情報の児童 生徒の実態 把握 | 26 | 学習面、行動面で気になる児童生徒に教職員が気付いた場合や、児童生徒への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会に相談できるよう校内体制を整備している。 | | |
| | 27 | 特別支援教育に関する教職員を対象とした学校内の研修の計画を行っている。 | | |
| | 28 | 学習面又は行動面において困難のある児童生徒の実態把握の際に参考となる指標を紹介するなどの情報提供を行っている。 | | |
| | 29 | 研修や実態把握のための参考指標の使用等が、実際の学級経営や支援に役立っているか、教職員に確認しながら、今後の支援内容の改善に役立っている。 | | |

Ⅲ. 特別支援教育コーディネーターの役割を遂行していく上で、何が必要と感じていますか？
大事と思うもの上位5つに○を選択してください。

| | | |
|----|-----------------------------------------|---|
| 1 | 管理職の特別支援教育への理解 | |
| 2 | 特別支援教育コーディネーターの校内組織への明確な位置付け | |
| 3 | 特別支援教育コーディネーターの専任化 | |
| 4 | 支援が必要な児童生徒に対する教職員間の共通した対応 | |
| 5 | 個別の教育支援計画または個別の指導計画の作成と活用 | |
| 6 | 通常の学級担任の特別支援教育への理解 | |
| 7 | 気軽に継続的に活用できる巡回相談 | |
| 8 | 校外の関係機関との連携に対する通常の学級担任の理解 | |
| 9 | 支援方法についての情報の蓄積 | |
| 10 | 実践につながる研修 | |
| 11 | 専門性に関して相談できる機関 | |
| 12 | 他校の特別支援教育コーディネーターと情報やノウハウを共有するなどの横のつながり | |
| 13 | 児童生徒の障害特性に関する保護者の理解 | |
| 14 | 保護者の特別支援教育に関する情報 | |
| 15 | 教育委員会との連携 | |
| 16 | 学校間(幼保小中高)の連携 | |
| 17 | その他(自由記述) 【 | 】 |

資料 2

啓発冊子

特別支援教育コーディネーターのための インクルーシブ教育システム構築のポイント

知る

深める

実践する

このリーフレットは、平成29年度みずほ教育福祉財団による特別支援教育研究助成を受けて行った「特別支援教育コーディネーターの機能充実にに関する研究」に基づいて作成しました。

本研究では、平成28年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における地域実践研究「地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究～A県B地区の特別支援教育コーディネーターに焦点を当てて～」の成果を踏まえ、地域においてインクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターがより機能・役割を充実させ、専門性を発揮するための方策を実施・検討し、学校現場で役立つ情報を整理しました。

本研究の成果は、インクルーシブ教育システム構築の要である特別支援教育コーディネーターの参考資料として活用されることを目的としています。

<発行元>

青森県立八戸第一養護学校

〒031-0833 青森県八戸市大字大久保字行人塚10-1

TEL:0178-31-5008 FAX:0178-32-4278

<本研究に関する問い合わせ先>

青森県立八戸第一養護学校 校長 中村 健

教諭 佐々木 恵

平成30年1月

研究の概要

知る

特別支援教育コーディネーターが知っておきたい基本事項

平成28年度 国立特別支援教育総合研究所地域実践研究
「地域におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題
—A県B地区の小・中学校の特別支援教育コーディネーターに焦点を当てて—」

実施した調査：A県B地区における特別支援教育コーディネーター（以下 Co.）の現状と課題に関する聞き取り調査

【目的】「Co. がとらえる校内外の支援体制の現状と課題」、「Co. としての在り方」、「インクルーシブ教育システム構築に向けて今後 Co. に求められる役割」を把握すること。

【方法】A県B地区の小中学校の Co.13名に対する聞き取り調査

結果

1 Co. がとらえる校内外の支援体制の現状と課題

・校内支援がうまくいっていない場合には、管理職の理解が十分でなく、通常の学級担任との認識の違いにより、校外の教育資源活用に対する抵抗感を生じさせている。
・加えて、Co. のネットワークの乏しさから、校内支援体制に問題がある場合、その問題解決のために必要な情報や、児童生徒への支援検討のための情報を得られていない状況がある。

2 Co. としての在り方について

・Co. の悩みとしては、「専門性に関する不安」、「無力感」、「校内で影響力がない」
・Co. としての要望としては、「実践につながる研修や資料がほしい」、「専門性に関して相談できる機関がほしい」、「Co. の情報やノウハウの共有が必要」と感じている。

3 インクルーシブ教育システム構築に向けて今後 Co. に求められる役割

・「支援体制を整える」、「情報提供の窓口になる」、「理解啓発を促す」等の語りが得られた。

考察

・Co. は様々な困り感を抱いており、Co. を支えるための取組が必要。
・今後、地域においてインクルーシブ教育システム構築をより推進していくためには、障害のある子どもを支えるための校内外の支援体制の整備とともに、Co. を支える行政側の支援の充実も求められる。

平成29年度 みずほ教育福祉財団特別支援教育研究助成事業
「特別支援教育コーディネーターの機能充実に関する研究」

研究①：A県B地区におけるCo. の現状と課題に関するアンケート調査

【目的】「Co. としての自身の取組状況」、「Co. の役割を遂行していく上で必要と感じていること」について把握すること。

【方法】研究②の研修会に参加申込みのあったA県B地区の小中学校48校のCo. に対するアンケート調査

結果

・よく取り組まれている項目は、「校内委員会の企画・運営」や、「学級担任と日常的に連携を図り、特別な教育的ニーズの必要な児童生徒等について対応している」ということであった。
・一方、今後取組が期待される項目は、「巡回相談員や専門家チームとの連携」であった。
・Co. の役割を遂行していく上で必要と感じていることについては、「通常の学級担任の特別支援教育への理解」、「支援が必要な児童生徒に対する教職員間の共通した対応」が多く挙げられた。

研究②：研究①を踏まえたCo. 対象の研修会

【目的】・インクルーシブ教育システムの理念の浸透を図ること。
・「インクルDB」を活用した演習をとおして合理的配慮についての理解を深めること。

【参加者】A県B地区の小中学校のCo. 等54名。

【内容】インクルーシブ教育システムに関する講義、Co. による実践発表、合理的配慮の検討に関する演習。

【結果】全参加者が本研修会を有意義であると回答。その理由の自由記述では、「他校のCo. との情報交換がCo. の取組の参考となった」、「インクルーシブ教育システムや合理的配慮の理解が深まった」等が挙げられた。

総合考察

・Co. が専門性を発揮し、特別な教育的ニーズの必要な児童生徒への支援を充実させるためには、通常の学級担任の特別支援教育への理解や連携を図るなど、学校全体で校内支援体制を整えていくことが重要。
・「巡回相談員や専門家チームとの連携」といった外部専門家の効果的な活用が課題となっており、その背景要因等を明らかにした上で、それに応じた行政等からのサポートを検討する必要がある。
・校内支援体制の構築を担うCo. の取組を支えることや機能充実に意図した研修会は、Co. のネットワークづくり等に有効であることが推察され、今後も継続実施できるような運営の在り方、行政等による支援の在り方等を検討する必要がある。

インクルーシブ教育システムとは？

障害者が精神的及び身体的な能力等を発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下

- ・障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み
- ・「general education system」（一般的な教育制度）から排除されないこと
- ・生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ・個人に必要な「合理的配慮」が提供されること

「合理的配慮」とは？

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が行う必要かつ適当な変更・調整のこと

- ・障害のある子どもに対し個別に必要とされるもの
- ・体制面、財政面において過度の負担を課さないもの
- ・「合理的配慮」の否定は障害者差別に含まれる

インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、今、特別支援教育コーディネーターに求められていることは？

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」※1より

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

- (1) 学校内の関係者との連絡調整
- (2) ケース会議の開催
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- (4) 外部の関係機関との連絡調整
- (5) 保護者に対する相談窓口

2. 各学級担任への支援

- (1) 各学級担任からの相談状況の整理
- (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
- (3) 進級時の相談・協力

3. 巡回相談員や専門家チームとの連携

- (1) 巡回相談員との連携
- (2) 専門家チームとの連携

4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

ガイドライン※2見直しの観点

- ・対象を、発達障害のある児童等に限定せず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。
- ・対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有（引継ぎ）の留意事項について追記。他

合理的配慮に関する記述もある等、特別支援教育コーディネーターは必読!

※1 文部科学省が平成29年3月に示したガイドライン。HPからダウンロード可能。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

※2 文部科学省（平成16年1月）「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」

合理的配慮の充実に向けた特別支援教育コーディネーターの実践事例

A中学校 特別支援教育コーディネーター（以下Co.）^{ユイコ} 結子先生の実践
～「特別支援教育の3つの段階」に基づく校内支援体制整備の取組～

A 中学校では不登校や不適応行動など問題を抱えている生徒が多く、そのたびに個別対応に迫られ、当該学年の先生だけでは対応が難しくなっていました。そこで、校長先生のリーダーシップの下、特別支援教育を核とした取組で様々な教育課題を解決することを目指し、「特別支援教育の3つの段階」を柱とした取組を始めました。

第一段階
「不適応を未然に防ぐために」

教員の指導力UPの取組



特別支援教育の視点を生かして、すべての生徒が参加できる授業の在り方を探る校内研究や校長通信の発行で職員の理解啓発を促しました。

ユイコ 結子Co.

新入生への早期発見、早期支援



特別支援教育担当教員による授業観察で早期発見、早期支援につなげました。

小中連携



特別支援教育を核とした小中連携により、引継ぎや情報交換を密に行いました。

第二段階
「幅広い支援のために」

特別支援教育担当による通常の学級への支援



知的障害学級担任
自閉症・情緒障害学級担任
Co. (専任)
通級指導教室担当

第三段階
「不適応生徒への支援を充実させるために」

関係機関との連携



居場所の確保
適応指導教室、相談室、学習室の活用

家庭訪問、教育相談の継続



ユイコ 結子先生が Co. として意識的に行ったこと



面談では、保護者や本人から願いや困っていることを聞き取るようにしました。



積極的に先生たちに声をかけ、話しやすい雰囲気を作るようにしました。

Co.が中心となり、このような取組を継続して行った結果、特別支援教育に対する先生たちの理解が進み、障害のある生徒への合理的配慮の充実につながりました。そして、多くの生徒が安心して学習に取り組めるようになってきました。



本事例は、校長先生のリーダーシップの下、特別な教育的ニーズのある生徒に対して段階的な支援を行うための校内支援体制を整備した好事例です。Co.が一人で頑張るのではなく、「つなぎ役」となって全教職員の理解を促しながら、学校全体で特別支援教育を推進しているところがポイントです。

B小学校 特別支援教育コーディネーター ^{カナメ} 要先生の実践
～学習困難(LD傾向)が見られるタロウくん(仮名)への取組～

就学前から学習面でのつまずきが予想されていたタロウくんに対して、B 小学校において、Co. と通常の学級担任が連携しながら、建設的な対話による保護者への働きかけとおして、合意形成を図った上で合理的配慮を提供していった事例です。

漢字の読み、算数での困り感が強いタロウくん



1年生のとき



担任の先生から、昼休みと放課後に個別指導を受けていました。

よくわかる！

① 意思の表明

2年生になって



保護者

担任

個別指導の時間を増やすことはできますか？

② 調整

保護者と担任とCo.で面談を行いました。



面談を踏まえて校内委員会を開催し、支援を検討しました。



保護者の申出を受け、要先生は、さっそく……

カナメ 要Co.

③ 決定

保護者に校内委員会で検討した内容を伝え、合意形成を図った上で、合理的配慮の提供を開始しました。



④ 提供

TTによる支援(算数の時間)



特別支援学級を活用した自校通級(タブレット端末を活用した、漢字の読み、九九の練習)



個別の教育支援計画に合理的配慮の内容を明記するとともに、個別の指導計画にも反映させ、指導・支援の充実を図りました。



タロウくんへの合理的配慮等について、職員会議で全職員に周知しました。



⑤ 評価

タロウくんは、学習に対して意欲的になり、授業時間内にみんなと一緒に課題を終えることができるようになりました。年度末に合理的配慮の評価を行い、それを踏まえて3年生のときには支援方法を改善しました。4年生になった現在も家庭と協力しながら支援を継続しています。



本事例は、Co.が中心となって、以下のような基本に基づいて実践を行った好事例です。合理的配慮は、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮のプロセスにより合意形成を図った上で提供します。提供後は結果を評価して柔軟に見直すなど、組織的にPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立させていくことが重要です。

校内研修、理解啓発のための「インクルDB※」を活用した合理的配慮を考える演習事例

ここでは、研究の一環として行った研修会における演習事例を紹介します

(国立特別支援教育総合研究所で作成した演習プログラムを使用しました。)

演習の目的

児童生徒の学習上の困難さを具体的にイメージし、必要な支援について考えることで、合理的配慮への理解を深める

演習の進め方(例)

00 事前準備

- ・インクルDBから掲載事例を1つ選んで、ワークシート(図1、図2)、実践事例(図3)を準備する。
- ・協議の人数は、5~7人くらいになるようグループを作る。

01

ワークシートの対象児童生徒の実態を読み込む(3分)

インクルDB活用研修サンプルキット 演習用ワークシート<中学校用> 演習1

氏名()

【演習】次のケースについて、合理的配慮の内容を考えてみましょう。

ファイル名: H260167JT1-LD

キーワード
学習障害、読み障害、通級による指導、ルビ、読み上げ、テスト問題用紙の拡大、タブレット型端末、アプリケーション、支援会議、デジタル教科書

1. 対象児童生徒等について
(1) 対象児童生徒等の実態
A生徒は、B中学校の通常の学級に在籍する1年生である。A生徒は幼児期から文字を書くことや読むことに余り興味を示さず、かるた遊びなどでは絵を見て判断していることが多かった。小学生のときに、学習の基礎的な読み書きの力がなかなか定着しないことから、保護者との教育相談などを経てC医療機関を受診し特異的読み障害と診断されている。保護者及びB中学校の教員はA生徒の診断及び困難さについて理解しているが、本人へはまだ告知されていない。

各種の心理検査を行い、A生徒の実態把握を行っている。知的発達正常域にあるが、見たものを記憶すること、記憶にある情報と照合し活用することに苦しさがある。言語的な面では、概念化を図ることがやや苦手で、意味づけたり種類別に分けたりすることが難しいという結果が出ている。また、他の検査では、「注意」「プランニング」の力は高いものの、「同時処理」「継次処理」が低いという結果が出ている。その場にある情報の活用としてはある程度柔軟さをもち課題に対応することができているが、視覚・聴覚を活用した記憶、図形などの形に意味付ける力などの面で困難さが大きい。

コミュニケーションの面では、学校であった出来事などを保護者によく話す。しかし、内容が相手に伝わるように話すことが難しく、保護者が「誰と?」「いつの話?」と質問しながら引き出している。対人関係は比較的良好で、友達と良く交わり遊んでいる様子が見られた。中学校入学後も良好な友人関係を築いている。A生徒自身は中学校生活を楽しいと感じており、学校は休みたいと保護者に話している。学級の友達と違うことをすることにに対して抵抗感があり、問題用紙の拡大等、学習の負担を軽減させる支援に対し、「やめてほしい」と拒否したことがあった。また、通級による指導を受けるためB中学校の授業を抜けた際に、「なぜ教室にいなかったのか」と友達から理由を聞かれたことが嫌だったと話している。

学習面では苦手なことが多いが、趣味として取り組んでいるダンスが得意で練習に積極的に取り組んでいる。

(2) 対象児童生徒等の学習状況
A生徒は、教科書などの文章の読みがたどどしく、特に漢字が出てくると言葉につまってしまう。音読場面では、語尾を上げたり、担任の表情を確認しながら読んだり自信のない様子が見える。言葉や文章の意味を把握することにも困難さがあり、問題の意味を正確に理解したり、前後の関係から回答パターンを推察したりすることが難しい。例えば、英語では、質問の意図が分からず、日本語で回答するのか、英語で回答するのか判

図1 ワークシート(インクルDB掲載事例から児童生徒の実態に関する部分を抜粋したもの)

02

各自、合理的配慮を考え、具体的な支援について箇条書きで、できるだけ多く書き出す(5分)

インクルDB活用研修サンプルキット 演習用ワークシート<中学校用> 演習1

2. 対象児童生徒等への合理的配慮の実態

(1) 【合理①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
A生徒は、文章を読むことに困難さがあるため、以下の配慮を行った。

(2) 【合理①-1-2】 学習内容の変更・調整
A生徒は学習活動を行う上で、文字の読みや意味の理解を補助することが必要であるため、次のように学習の調整を行った。

図2 ワークシート(具体的な支援を記入するためのもの。合理的配慮の観点・項目を記載しておくだけでよい)

合理的配慮を検討する上で大切なこと

合理的配慮においては、子どもの教育活動が充実するように、本人のニーズや現在の状況に柔軟に対応することが重要です。また、合理的配慮の実施においては、その目的がどのようなものかを明確に位置付ける必要があります。例えば、支援により、学びへの参加(学ぶ権利)が保障される、学ぶことの意欲が維持されるなど、子どもにある困難さに対して、どう支援することで目標が達成できるのかを意識することで、合理的配慮がより具体的なものになります。

加えて、合理的配慮では、本人からの訴えが重要とされています。しかしながら、そうしたことが困難な子どもが多いことから、周囲の教員や専門性を備えた人材によって、その子どもが必要としている合理的配慮について考え、保護者などに提案することも重要です。さらに、子どもが自分にとって必要な支援を求められるようになるために、自分の特性を知ることや、支援を受けることで力を発揮できることを知る取組をすることが重要でしょう。

03

協議(25分) 次のことを実感できることを目的として、児童生徒への支援内容を話し合う

- ・一人で考えるより、案をたくさん出し合って話し合うことが重要であること。
- ・合理的配慮には、目標や軽減すべき困難さの意識が重要であること。

協議のコツ:「話し合いのルール」を設定してみよう!

例えば...

- ・相手の意見を否定しない
- ・話し合いの雰囲気がよくなるように努力する
- ・できるだけ前向きに考える
- ・解決すべき課題を意識し、その内容に集中する
- ・正解を出すのではなく、実現ができそうな案を考える
- ・司会者の進行に従う

04

実際の実践事例を読んで、グループで確認する(5分)

H26 0167JT1-LD

平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業
(モデル地域(スクールクラスター)) 報告書
成果報告書(II)

A生徒は学習障害があり、地域のB中学校の通常の学級に在籍しながら、他校の通級による指導を利用している。A生徒は小学生のときに、保護者との教育相談などを経てC医療機関を受診し特異的読み障害と診断された。学習の場面では漢字や文章の読み書きに困難さがあり、内容理解に関して難しいことが多い。黒板の文字をノートに書き写すことは集中して取り組むことができるが、書き写すという作業に没頭してしまい、内容の理解に至らないことが多かった。B中学校への入学に際しては、小学校との引き継ぎの支援会議などで実態を伝えている。

B中学校では、A生徒に対して、問題の読み上げやルビ振り、テスト問題の拡大などの配慮を行っている。また、近隣のD中学校で通級による指導を受けており、ビジョントレーニングや数学・英語の教科書補充などに取り組んでいる。

A生徒は、友達とは違う支援を受けることに積極的ではない状況である。B中学校、地域のコーディネーター、保護者、関係機関等による支援会議を定期的に行い、A生徒の様子を見守りながら、意向に沿った支援を提供している。

ファイル名: H26 0167JT1-LD

1. 取組のキーワードについて
(1) 対象児童生徒等の障害種(下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。)
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、●学習障害、注意欠陥多動性障害

(2) 対象児童生徒等の障害の程度(学校教育法施行令第22条の3への該当の有無)(下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を()に記入すること。)
該当()、非該当()

(3) 対象児童生徒等の在籍状況等(下のいずれかに●を付すこと。)
幼稚園、小学校(通常の学級)、小学校(通常の学級・通級による指導)、小学校(特別支援学級)、中学校(通常の学級)、●中学校(通常の学級・通級による指導)、中学校(特別支援学級)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部)、特別支援学校(小学部)、特別支援学校(中学部)、特別支援学校(高等部)

(4) 対象児童生徒等の学年(下のいずれかに●を付すこと。)
年少、年中、年長、●1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生

(5) キーワード(10個以内)
学習障害、読み障害、通級による指導、ルビ、読み上げ、テスト問題用紙の拡大、タブレット型端末、アプリケーション、支援会議、デジタル教科書

図3 実践事例(インクルDB掲載事例を印刷するだけでよい)

05

感想などを全体で共有する(10分)



※ インクルDBとは、国立特別支援教育総合研究所が提供する『『合理的配慮』実践事例データベース』のこと。文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム。キーワード検索の欄に、合理的配慮の必要な子どもの障害や教科などを入力することで、該当する事例を容易に検索可能。掲載事例は校内研修で活用することができます。

インクルDBに関するお問い合わせ先
国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システム推進センター
情報発信・相談支援担当
E-mail: v-incl-db@nise.go.jp
http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15

- (公財)みずほ教育福祉財団特別支援教育研究助成事業 特別支援教育研究論文集
<http://www.nise.go.jp/cms/7,0,32,141.html>
本研究に関する報告書が掲載予定です。
- 青森県特別支援教育情報サイト
http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokushi_shiryou.html
青森県教育支援ファイル、特別支援教育に関する教材・教具・検査器具などの本県の特別支援教育の概要や指導に関する情報、地区就学相談、特別支援教育巡回相談員など教育相談に関する情報を提供しています。
- 特別支援教育に関する情報
 - ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
 - ・文部科学省「教育支援資料」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm
 - ・文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
 - ・国立特別支援教育総合研究所
「発達障害教育推進センター」
<http://icedd.nise.go.jp/>
「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」
http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15
「特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）」
<http://kyozai.nise.go.jp/>
- 国立障害者リハビリテーションセンター
「発達障害情報・支援センター」
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>
「高次脳機能障害情報・支援センター」
http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/
- 日本学生支援機構
「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.htm
「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html